

## 契約監視委員会（第 37 回）議事概要

開催日時	令和 5 年 7 月 12 日（水）午後 1 時 55 分～午後 3 時 55 分	
場 所	衆議院第二別館 5 階 会計課入札室	
委 員	委員長 森 耕平（森総合税理士法人代表社員 公認会計士・税理士） 委 員 高橋 温男（元会計検査院専門調査官） 委 員 柳原 匠巳（公認会計士）	
議事概要	1. 入札及び契約手続の運用状況、指名停止の運用状況等についての報告 2. 抽出結果の報告 3. 抽出案件の説明及び質疑応答	
審議対象期間	令和 4 年 10 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで	
抽出案件	3 件（合計）	
一般競争	2 件	契約件名 議長公邸及び副議長公邸の樹木剪定等業務 契約相手方 株式会社グリーン・パートナーズ 契約金額 7,656,000 円 契約締結日 令和 4 年 10 月 24 日
		契約件名 広報・情報公開設備マルチビジョン他改修工事 契約相手方 株式会社東和エンジニアリング 契約金額 11,880,000 円 契約締結日 令和 4 年 11 月 1 日
随意契約	1 件	契約件名 本館構内防犯カメラ設備一部改修工事 契約相手方 パナソニックコネクト株式会社 契約金額 15,774,000 円（内：変更契約 3,124,000 円） 契約締結日 令和 5 年 1 月 16 日
委員からの意見・質問、それに対する回答	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

お問合せ先 衆議院事務局庶務部会計課 電話 03-3581-5111（代表） 内線 34340

(別紙)

意見・質問	回答
<p>[案件 1]</p> <p>契約件名 議長公邸及び副議長公邸の樹木 剪定等業務</p> <p>契約相手方 株式会社グリーン・パートナーズ</p> <p>契約金額 7,656,000 円</p> <p>契約締結日 令和 4 年 10 月 24 日</p> <p>・落札率が低い、予定価格の積算方法の見直しは考えているのか。</p> <p>・契約相手方に低価格で入札した理由を確認したのか。</p> <p>・低入札価格調査の項目は何か。</p> <p>・議長公邸及び副議長公邸の樹木の剪定について、同年度内に類似の作業は行っているのか。</p> <p>(意見)</p> <p>・落札率が低く、結果として低入札価格調査を行う事務負担が増えているため、見積書を徴取するなどして予定価格算定の妥当性を確認するための見直しを検討してはどうか。</p>	<p>・過去の結果を見ると低入札価格調査の基準価格を上回っていることもあるため、予定価格が過大だとは考えていない。</p> <p>・過去に同じ業務を請け負ったことがあり効率的に履行できるため、経費を抑えられたと聞いている。</p> <p>・その価格で入札した理由、契約の履行体制、契約期間中に請け負っている他の業務の有無、国や地方公共団体との契約実績、過去 3 年間の財務諸表等を調査している。</p> <p>・本件のみである。</p>
<p>[案件 2]</p> <p>契約件名 広報・情報公開設備マルチビジョン他改修工事</p> <p>契約相手方 株式会社東和エンジニアリング</p> <p>契約金額 11,880,000 円</p> <p>契約締結日 令和 4 年 11 月 1 日</p> <p>・総合評価落札方式を実施する基準はあるのか。</p>	<p>・内規に基づき、予定価格が 2,000 万円を超える工事は例外を除いて総合評価落札方式となる。</p>

意見・質問	回 答
<p>・評価項目の点数を入札価格で割るということだが、加算部分が20点しかないため、ほぼ価格で落札者が決定するのではないか。</p> <p>・落札率がかなり低く、予定価格から1,300万円ほど下がっているが、どのような低入札価格調査結果で履行可能と判断したのか。</p> <p>・本件の下請けは衆議院では既知の業者なのか。</p> <p>・既知でない下請け業者を手配された場合でもこの価格で納得できるのか。</p> <p>・機器の調達と設置を分けて調達することは可能か。</p> <p>・マルチビジョンを作製しているどの会社も応札できる仕様書になっているのか。</p> <p>(意見)</p> <p>・発注者として下請け状況の把握や下請け業者の適格性のチェックを行うべきではないか。</p>	<p>・入札価格が同じ場合には点数の高い方が落札となる。</p> <p>・機器の購入に関して、今回の落札者は特に安く調達できる見込みであり、また、同種の工事の施工実績のある下請け業者を手配することで効率よく進められるため、かなり費用を低減できると考えたと聞いている。</p> <p>・既知の業者ではない。</p> <p>・低入札価格調査において報告書の確認に加え契約相手方へのヒアリングを行い、問題なく履行できると判断した。</p> <p>・業者間での責任分界点が不明になるため難しいのではないか。また、入札手続きにおいて片方が不落になった場合を考える必要がある。</p> <p>・ご理解のとおりである。</p>
<p>[案件3]</p> <p>契約件名 本館構内防犯カメラ設備一部改修工事</p> <p>契約相手方 パナソニックコネクト株式会社</p> <p>契約金額 15,774,000円 (内:変更契約3,124,000円)</p> <p>契約締結日 令和5年1月16日</p> <p>・衆議院において当該工事以外にも、類似機器を設置しているのか。</p>	<p>・別工事で類似機器を設置している。</p>

意見・質問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・それらと比較して、価格が妥当か確認したのか。</li> <li>・随意契約とした理由である「製造者でなくては知りえない固有技術」とは何か。</li> <li>・他にも同様の業務を行うことができる業者はいるのではないか。</li> <li>・導入当初が一般競争入札であったということは、「警備上のセキュリティに関わる設備でもあるため、競争に付して公表することは危機管理体制に重大な影響を与えかねない。」というのは随意契約の理由にはならないのではないか。</li> </ul> <p>(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・随意契約理由について、できるだけ明確になるよう整理するべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・比較の上、妥当であると確認している。</li> <li>・別設備と連動する点が特殊な技術であると認識している。</li> <li>・導入当初は一般競争入札を行ったが、導入後は開発した業者しか知りえない部分があるという認識である。</li> <li>・本工事は主装置の更新工事であり、セキュリティの詳細を開示しなければならないため、一般競争入札を行うことは難しいと考えている。</li> </ul>